

## 会員会議所名称に関する決議事項

会員会議所の名称について、2004年度社団法人日本青年会議所理事会は、「会員資格規則第13条・会員会議所定款のうち名称に関する条項の変更」と「新設青年会議所の名称」について次の通り決議する。

- 第1条：青年会議所の名称は原則として設立地域の行政名又は併合名を使用する。  
なお、別表に定める会員会議所名称使用に関する使用基準に適合していることを要する。
- 第2条：設立地域全域で法に基づき市町村合併が有効に成立し、その合併後の新市町村の名称が法に基づき決定している場合はその名称を使用することができる。
- 第3条：次に掲げる場合で理事会が承認した場合のみ前2条によらず名称の使用を認める。
- (1) 次の(イ) (ロ) (ハ) に定める要件を総合的に考慮して、これを認めることが適当な場合に限り会員会議所の名称として、前2条に定める設立地域の名称以外の名称を用いることができる。
    - (イ) 会員会議所の名称として、前2条に定める設立地域の名称を用いるとするならば、かえって青年会議所運動が阻害されることとなる特別の事情が存在すること（必要性の存在）
    - (ロ) 会員会議所の名称として使用しようとする名称が、設立地域の名称として市民に受け入れられており、少なくとも近隣地区の市民にも、当該設立地域を示す名称としてある程度浸透している名称であること（周知性の存在）
    - (ハ) 会員会議所の名称として使用する名称が、青年会議所運動の名称としても相応しいものであること（相当性の存在）
  - (2) 上記の基準の適用に関してはどれか1項目でもまったく該当しない場合は適当でないと判断される。

(2004年度第10回常任理事会決議事項)

(2014年度第10回理事会修正決議)